

令和3年度特定処遇改善加算／処遇改善加算に係る処遇内容について

当社では、従来より取得している処遇改善加算に加え、令和2年度より特定処遇改善加算も合わせて算定することになりましたので、その内容について、周知します。

1、処遇改善施策について

今年度から算定する「特定処遇改善加算」においては、一定の条件の下、介護職員以外の職員に対する賃金改善も行うことが可能となることから、従来の「処遇改善加算」における処遇と整合を図りながら、3つの視点（担当されている職務、介護福祉士資格の保有状況、役職を担って頂いているか）で、皆さんを9つのグループに分けて処遇します。

	Gr	職務	介護福祉士資格	役職
知識・経験を有する介護職員	①	介護職	取得5年以上	所長、B長、G長、施設長
他の介護職員	②	介護職	取得5年未満又は不保持	所長、B長、G長、施設長
	③	介護職	取得している	副所長、リーダー以下
	④	介護職	持っていない	副所長、リーダー以下
その他の職員	⑤	看護・支援職		所長、B長、G長、施設長
	⑥	看護職		副所長、リーダー以下
	⑦	支援・その他		副所長、リーダー以下
	⑧	事務・営業職		係長以下
	⑨	事務・営業職		課長、A長以上

2、賃金改善施策について

改善施策に供する原資は、グループ毎に「特定処遇改善加算」、「処遇改善加算」のいずれかとする為、その金額に差異がある場合もありますが、施策自体は、全て共通の施策としています。なお、その原資は、①、②、⑤、⑥、⑦、⑧：特定処遇改善加算、③、④：処遇改善加算、⑨：支給無しとしています。

1) 特定処遇改善手当／処遇改善手当の支給

Gr 番号	手当額	Gr 番号	手当額	Gr 番号	手当額
①	80,000円/月	④	30,000円/月 170円/時	⑦	5,000円/月 30円/時
②	70,000円/月	⑤	60,000円/月	⑧	5,000円/月 30円/時
③	40,000円/月 230円/時	⑥	12,000円/月 70円/時	⑨	0円/月 0円/時

正社員に対しては、月額で支給し、欠勤がある場合は、1日（8時間）単価を減額する。

非常勤に関しては、所定労働時間に応じて、1時間単価を乗じて支給する。

2) 基本給の増額

毎年4月1日時点において、前年度に勤務した労働日数が、所定労働日数の半分を超えている場合に昇給します。昇給額は、0～1,000円で、基本給テーブルによります
時給／日給契約者は、2年毎に定期昇給を行います。昇給額は、1時間当たり0～10円で、就業規則の定めに従い、決定されます。

3) 資格手当の増額

処遇改善交付金を受給したタイミングで実施した施策（介護福祉士資格手当を8,000円から10,000円に増額）を継続して実施します。

4) 管理者手当の増額

処遇改善交付金を受給したタイミングで実施した施策（サービス提供責任者手当を5,000円から15,000円に増額）を継続して実施します。

5) 賞与の増額

賞与は、入社年月に応じて、テーブルによりその支給額（基準額）を定めています。その基準額を、処遇改善施策の一環として20,000円から50,000円増額し支給しています。また、「特定処遇改善加算」及び「処遇改善加算」の受給状況により、余剰金が発生した場合は、賞与を更に増額し、還元します。

3, キャリアパス要件について

介護職員の皆さんに対し、業務上必要な知識を習得して頂く為に、入社時の雇入時研修や、毎年の法定研修を実施しています。また、受講に際しては、報告書を提出して頂くことでその習得状況を確認しています。業務マニュアルについては、映像化を推進し、いつでもマニュアルの確認ができる体制を構築しています。一方、特定の役職／職責を担って頂く場合には、階層／職能別研修を受講して頂き、職責／職務に応じた知識を習得して頂いています。加えて、介護福祉士資格等、資格の取得を目指す方々に対しては、テキストの配信や模擬試験の実施等の支援を実施しています。

永く勤務して頂くことや、資格取得によりその方の技術を向上して頂くことを目的に、勤続年数に応じた基本給テーブルや、資格手当の支給などの施策を講じています。

4, 職場環境等要件について

上記の様に、職員一人ひとりの資質の向上につながる様に、教育研修を実施することはもちろんの事、安全・安心な環境で仕事に従事して頂けるよう、法定の定期健康診断に加え、年1回のストレスチェックの実施、インフルエンザ予防接種の実施等、職員の皆さんの心身の健康管理に留意しています。また、半期毎に評価面談を実施することで、業務評価だけではなく、職場環境の改善に向け、率直な話し合いができるような機会にできればと考えています。

なお、当社は、正社員転換制度を設けており、一定の要件を満たせば、全ての非常勤職員の方々に正社員転換を行って頂くことができる体制を設けています。

<令和2年度実績>	対象人数	約2650名	
定期健康診断の実施	概算所要費用	18,550,000円	
インフルエンザ予防接種の実施	概算所要費用	8,000,000円	

5, その他

この「特定処遇改善加算」及び「処遇改善加算」は、時限的な施策として実施されており、将来、加算が廃止される可能性があります。加算が廃止された場合は、これらの当社の各種施策も、同様に廃止もしくは縮小されることがあり得ます。

処遇改善手当／特定処遇改善手当の支給ルール

1. グループ分けと手当額

職員を、職種、介護福祉士資格の保有状況、役職の3つの観点からグループ分けし、そのグループに応じて、処遇改善手当もしくは、特定処遇改善手当のいずれかを支給する。

支給グループは、毎年4月1日時点での状況により設定することを基本とするが、昇・降格による役職変更や、職種変更が生じた場合は、WF申請によりグループ変更を行う。

資格保有要件については、毎年4月1日時点での保有年数を基準に設定し、いかなる理由においても、分類変更は行わない。

グループ		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		知識・経験のある 介護職員	他の介護職員			その他の職員				
			管理職 介護職	介福士保有	資格なし	管理職 介護職以外	看護職	その他 現業職	事務・営業	管理職 事務・営業
手当額	2020	80,000	70,000	40,000	30,000	60,000	12,000	5,000	5,000	0
	2021	80,000	70,000	40,000	30,000	60,000	12,000	5,000	5,000	0
支給原資	特定 処遇改善	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	処遇改善	×	×	○	○	×	×	×	×	×
	社内 処遇改善	×	×	×	×	×	○	○	○	×
職種要件	介護職員	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	看護職員	×	×	×	×	○	○	×	×	×
	その他 現業職	×	×	×	×	○	×	○	×	×
	事務職員	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	営業職員	×	×	×	×	×	×	×	○	○
資格要件	介護福祉士 5年以上保有	○	×	○	×	/	/	/	/	/
	介護福祉士 5年未満保有	×	○	○	×	/	/	/	/	/
	介護福祉士 非保有	×	○	×	○	/	/	/	/	/
役職要件	サブリーダー	×	×	○	○	×	○	×	×	×
	リーダー	×	×	○	○	×	○	×	×	×
	施設長代理	×	×	○	○	×	○	×	×	×
	施設長	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	グループ長	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	副所長	×	×	○	○	×	○	×	×	×
	事業所長	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	ブロック長	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	エリア長	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	事務・営業 係長以下	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	事務・営業 課長以上	×	×	×	×	×	×	×	×	○

『その他現業職』とは、介護職員、看護職員以外の職種である、ケアマネ、栄養士、運転手、厨房職員等を指します。

凡例 ○：該当すること、×：該当しないこと、/：判断基準とはしません。

2. 支給ルール

当社における働き方改革の趣旨に鑑み、所定外労働の抑制を促す為、**残業、休日出勤等の所定外労働に対する加算支給は行わない。**

ただし、正社員が「欠勤」した場合は、その日数に応じて、減額を行う。

非常勤職員に対する支給は、**所定内労働時間における労働時間**に、所定の金額を乗じて金額を算出し、支給する。